

地域再生計画認定申請マニュアル

(総論)

平成 17 年 4 月 22 日

内閣府 地域再生事業推進室

もくじ

第1章 地域再生計画の認定制度について

- 1 - 1 認定制度の概要 2
- 1 - 2 認定制度のポイント 2
- 1 - 3 既存の認定計画、特区計画との関係 6

第2章 認定基準等の解説

- 2 - 1 地域再生計画の認定基準について 7
- 2 - 2 関係行政機関の長による同意について 10
- 2 - 3 課税の特例について 11
- 2 - 4 地域再生基盤強化交付金について 11
- 2 - 5 財産の処分の制限に係る承認手続きの特例について 11

第3章 認定申請手続きについて

- 3 - 1 認定申請に必要な書類 12
- 3 - 2 認定申請書類の作成要領 13

- 付録 20

第1章 地域再生計画の認定制度

1 - 1 認定制度の概要

地域再生法（以下、「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下、「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法及び地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。以下、「基本方針」という。）等に基づき行われることとなります。

1 - 2 認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行うこととしています。また、当該計画に特別な措置を活用して行う事業が記載されている場合には、当該措置の関係行政機関の長の同意手続きを経て認定を行います。

1) 計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次の通りとなります。

は、必要に応じて実施。

地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域再生計画の認定申請

地域再生計画の認定

・(地域再生基盤強化交付金の交付申請)

・(特定地域再生事業会社の指定申請)

地域再生計画の変更

これらの手続きについて、そのポイントとなる事項を解説します。

2) 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組、すなわち「地域の地力全開戦略」を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、地域の民間企業やNPO等を通じて、地域のニーズを十分把握し、反映するように努め

ることが望めます。

3) 地域再生計画の認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体から内閣府の長たる内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則（以下、「規則」という。）で定められた様式を用いた申請書及び地域再生計画書に、規則に基づく書類を添付して行うこととなります。地域再生計画書に記載すべき事項は、同条第2項、第3項に列挙されています。これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは次の3つのポイントを挙げます。

地域再生計画の認定申請の主体

計画の認定申請の主体となりうる地方公共団体は、法第5条第1項に規定されているとおり、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）地方自治法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第4条第1項の港務局で、共同での申請も可能なことから、次のような組み合わせが主に想定されます。

-) 市町村単独
-) 複数の市町村の共同
-) 複数の市町村と都道府県の共同
-) 都道府県の単独
-) 市町村と港務局

地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、計画の作成主体である地方公共団体の区域に拘わることなく、計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定しても差し支えありません。

また、地域再生計画の範囲から、更に個別の支援措置が適用される区域を限定しようとする場合は、当該支援措置を受けようとする主体について記述する際に、「 地区で適用する××の支援措置を受ける主体」とすることにより対応が可能です。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の計画主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

地域再生計画に記載する支援措置

法に基づく特別の措置、基本方針3 4) 及び に掲げる支援措置（以下、「支援

措置」という。)を記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、計画全体として法第5条第4項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない計画については、記載されている事業の実施自体に認定の効果はありません。支援措置以外の国の施策を活用した事業については、関係行政機関と所要の調整が必要です。

4) 地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第5条第4項から第7項まで及び第6条、基本方針3によることとなりますが、ポイントは以下のとおりです。

地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しないこと。なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外した部分に限ったり、一定の条件を付すことにより、認定される場合がある。

地域再生計画が認定された場合には、申請者に対して認定した旨の通知が当然になされるが、認定しなかった場合、及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しなかった場合においては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知される。

地域再生基盤強化交付金に係る支援措置を含む計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該計画の認定をもって要望通りの交付金の交付を受けることは必ずしもならないことに留意が必要である。

なお、交付金交付に関する手続きについては、第3章及びマニュアル(各論)で詳述します。

課税の特例に係る支援措置を含む計画の場合、当該計画の認定とは別の手続きとして特定地域再生事業会社の指定を受ける必要がある(申請主体は当該会社)。

なお、特定地域再生事業会社の指定に関する手続きについては、マニュアル(各論)で詳述します。

5) 地域再生計画の変更

軽微な変更

地域再生計画に定められた内容に変更があった場合には、軽微な変更を除き、法第7条に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となります。添付書類の内容に係る変更については、必要ありません。

なお、変更の認定を要しない軽微な変更としては、次の内容を規則第5条で定めています。

イ 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

ロ 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更

ハ イ、ロのほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、地域再生基盤強化交付金を充てて行う事業について「地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱（平成17年4月22日通知）」で以下のように規定しています。

() 施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の2割以内の増減

() 交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、目標の達成に支障がなく、やむを得ないと認められるもの

その他については、計画の変更に際して個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになります。

なお、軽微な変更を行った場合であっても、当該地方公共団体は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、地域再生計画の認定事務を行う内閣府に情報提供されますようお願いします。（様式は任意）

市町村合併に伴う変更

市町村合併が行われた場合、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入した場合）は変更の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅した場合（新設合併により、新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入された場合）は、変更の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続きが必要です。

）認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更の申請を行う必要があります。

< 地域再生計画の取扱い >

- ・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第 7 条に基づく変更手続を行います。

< 手続 >

- ・ 地方自治法第 7 条第 6 項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の 3 ヶ月前から合併予定日までの間で速やかに、変更の申請書を提出して下さい。なお、変更計画表の作成方法等について御不明な点がある場合はお早めに御相談下さい。
- ・ 変更の申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出して下さい。
- ・ 地域再生計画の範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外も併せて行う場合は、それを含めて変更の申請書を提出して下さい。

) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合(単に他の市町村を編入する場合)、地域再生計画の範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があった場合には、内閣府に報告をして下さい。地域再生計画の範囲等を変更する場合は、変更の申請を行う必要があります。

< 地域再生計画の取扱い >

- ・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画の範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

< 手続 >

- ・ 合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、法第 7 条第 1 項の「軽微な変更」に該当しますので、変更の申請は不要です。ただし、地方自治法第 260 条第 2 項に基づく都道府県知事による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、内閣府へ報告をするようお願いいたします。
- ・ 合併に伴い、編入した他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する等の場合には、法第 7 条に基づく変更手続が必要ですので、同条に基づく変更の申請を行って下さい。

1 - 3 既存の認定計画、特区計画との関係

1) 既に認定されている地域再生計画

「地域再生推進のためのプログラム（平成16年2月27日地域再生本部決定。以下、「旧プログラム」という。）に基づき認定されている地域再生計画については、当該計画の期間中は引き続き有効です。新たな支援措置の追加を伴わない変更については、旧プログラムに基づき、引き続き変更申請を受け付けることとします。

また、新たな法に基づく特別な措置又は支援措置を追加したい場合にあっては、新たに地域再生計画の認定を受ける必要があります。この場合、現在認定を受けている地域再生計画の部分については、認定の審査を簡素に行うなどの措置を図ります。

2) 構造改革特別区域計画との関係

地域再生のための取組を進めるにあたっては、構造改革特別区の特例を活用することも一つの有力な手段であることから、地域再生計画と特区計画を車の両輪として活用することが有効です。このような観点から、地域再生計画の認定申請と構造改革特別区域計画の認定申請については、基本的に同時に受け付けることとし、申請窓口の一元化、申請書類の共通化等、両計画の認定手続きを従前通り一体的に進めることとします。

第2章 認定基準等の解説

2-1 地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第5条第4項各号（1号基準から3号基準まで）に規定されており、その具体的な内容は以下の通りです。

1) 1号基準（地域再生基本方針に適合するものであること。）

法第5条第4項第1号に基づく基準（以下、「1号基準」という。）は、「地域再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

基本方針のうち「1 地域再生の意義及び目標」に適合しており、
基本方針のうち「3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 2) 地域再生計画の認定手続き」に定められた事項に則っていること
の2つに分けられます。

「1 地域再生の意義及び目標」について

基本方針で定められている「1 地域再生の意義及び目標」に合致することが求められます。

<基本方針 1 地域再生の意義及び目標>

1) 地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を生かし、官民の適切な連携のもと、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組、すなわち「地域の地力全開戦略」を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、ひとづくり、権限移譲等の推進による地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、「国から地方へ」の観点に基づく、補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、「官から民へ」の観点に基づく、地域再生に資する民間活動への投資の促進等の民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。

地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総

体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を生かし、官民の適切な連携のもと、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な、すなわち「地域の地力全開戦略」を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

【解説】

基本方針1 - 1) 2) に「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画に記載される「地域再生計画の目標」をはじめ、計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。判断のポイントとしては、次の点があげられます。

- (1) 基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を生かした計画であること。
- (2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること。

「3 認定に関する基本的な事項 2) 地域再生計画の認定手続き」について

基本方針で定められている「3 認定に関する基本的な事項 2) 地域再生計画の認定手続き」に定められた事項に則っていることが求められます。特に留意すべき事項は以下のものです。

- イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。
- ロ 法令等を遵守しているものであること。
- ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。

2) 2号基準 (当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものと認められること。)

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていることをもって判断します。また、「地域再生計画の目標」を達成するため、個々の事業がどのように寄与するか、その仕組みが具体的かつ合理的に説明されていることが必要となります。

3) 3号基準 (円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。)

地域再生計画の認定を受けた後、計画に基づく事業が確実に実行に移され、計画に記載された目標の達成に着実につながっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、基本方針で定められているとおり、目標を達成するために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断します。

まず、第1に、「実施主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のようなものが想定されます。なお、いずれの場合であっても原則として1年以内に主体が特定されることが求められます。

ア 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況

イ 計画申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されることが確実な状況

ウ 入札やコンペ等、主体を特定するための手続きのスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、計画が認定され、事業が開始された後、計画の目標が達成されるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

地域再生基盤強化交付金など予算上の制約がある支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分であるなど、事業実施の見込みが無い等の問題が明らかなものについては、スケジュールが不明確なものとして扱うこととなります。

2 - 2 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、地域再生計画に記載された法第5条第3項各号（課税の特例、地域再生基盤強化交付金、財産処分の制限に係る承認手続きの特例）及び基本方針4）に掲げる認定地域再生計画と連携する施策の適用について、関係行政機関の長に同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要な書類等は、マニュアル各論に記載されることとなります。

2 - 3 課税の特例について

地域再生計画に記載されている特定の事業を行う特定地域再生事業会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、当該株式の取得に関して課税の特例措置が適用されます。

特定の事業の基本的考え方としては、医療、福祉、地域交通など、従来、公的主体が担っていた事業分野や、リサイクル、新エネルギーなどの環境負荷の低減、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大などの促進といった政策的意義が高いものの収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野を、「地域再生に資する経済的社会的効果の高いもの」の例として想定しています。

特定の事業の具体的内容については、規則第3条で定めていますが、当該事業が計画の目標を達成する上で必要不可欠なものとして位置付けられており、当該事業の実施により雇用機会の創出効果が期待される場合に認定することになります。

2 - 4 地域再生基盤強化交付金について

地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の種類の交付金を、次の施設の整備に充てられるものとして交付します。

1) 道整備交付金

- ・市町村道、広域農道又は林道のうち、2以上の種類の施設整備を行う場合。

2) 汚水処理施設整備交付金

- ・公共下水道、集落排水施設(農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。)又は浄化槽のうち2以上の種類の施設整備を行う場合。

3) 港整備交付金

・地方港湾の施設又は第1種漁港の施設の両方の施設整備を行う場合。

これらの詳細な認定基準等については、マニュアル各論等で定めます。

なお、これらの交付金に関する認定申請を行う場合には、申請主体の計画作成部局と事業実施部局と十分な連携を図って下さい。

2 - 5 財産の処分の制限に係る承認手続きの特例について

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものと見なします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

この特例については、補助対象財産に充てられた補助金等の種類ごとに認定の要件が異なることから、認定申請マニュアル（各論）において、認定のために必要な書類や要件等を定めています。

第3章 認定申請手続きについて

3 - 1 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第1条で定めており、具体的には次のとおりです。

地域再生計画認定申請書

地域再生計画

添付書類

- (1) 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取り図
- (2) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
- (3) 法第5条第3項第1号及び第3号に掲げる事項（課税の特例、財産の処分の制限に係る承認手続きの特例）を記載している場合には、事業主体の特定の状況を明ら

かにすることができる書類

- (4) 法第5条第3項第1号の事項(課税の特例)を記載している場合には、同号に規定する特定地域再生事業の実施による雇用機会の創出の程度の根拠となる資料
 - (5) 法第5条第3項第2号の事項(地域再生基盤強化交付金)を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面
 - (6) 法第5条第3項第3号の事項(財産の処分の制限に係る承認手続きの特例)を記載している場合には、補助金等交付財産の所在を表示した図面
 - (7) 地域再生計画の全体像を示すイメージ図
 - (8) (1)～(7)に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類
- また、認定された地域再生計画の変更の申請に際しては、
- 地域再生計画の変更の認定申請書
 - 変更後の地域再生計画
 - 変更事項に係る添付書類
- を添えて、変更の認定申請をすることとなります。

3 - 2 認定申請書類の作成要領

認定申請の書類は、A4縦の用紙に横書きを基本とし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また、両面コピー、カラー表示は極力避けてください。

1) 地域再生計画認定申請書等

地域再生計画認定申請書

地域再生計画の認定申請にあたっては、次の様式を使用してください。

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます

複数の地方公共団体が申請主体である場合は、連名で記入してください。

構造改革特別区域計画と同時に認定の申請を行う場合

構造改革特別区域計画と地域再生計画を同時に認定申請する場合にあっては、次の様式を使用してください。

構造改革特別区域計画及び地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

構造改革特別区域法第4条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について、並びに、地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注)・氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

・特区計画の認定申請に関しては、構造改革特別区域法第4条第1項の規定のみに基づく計画にあつては「及び同附則第3条に規定する措置」の文字を、同法附則第3条に規定する措置のみに基づく計画にあつては「第4条第1項の規定及び同法」の文字を抹消してください。

地域再生計画の変更の認定申請

地域再生計画の変更の認定申請にあつては、次の様式を使用してください。

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地域再生計画について下記の通り変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

「変更事項の内容」は、変更事項毎に変更前と変更後を対比して記載してください。

2) 地域再生計画 (計画の本体)

地域再生計画は、次の様式を使用してください。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標

- 5 目標を達成するために行う事業
 - 5 - 1 全体の概要
 - 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5 - 3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

計画の記入にあたってのポイントは次のとおりです。

「1 地域再生計画の名称」には、当該計画の特徴や独自性を端的に表現する名称を記入してください。特段、表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

「2 地域再生計画の作成主体の名称」には、計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記入してください(町村名を記入する場合、郡名も記入してください)。共同で申請する場合には、連名で記載してください。

「3 地域再生計画の区域」には、計画の区域を明示してください。表示方法については計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないように定めればよく、「市の全域」、「町の区域のうち、地区」などの文章による方法のほか、「県の沿岸区域。詳細は別紙による」として、図面の添付により補足してもかまいません。

「4 地域再生計画の目標」には、基本方針1の内容(地域再生計画の意義及び目標)と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、

事後的に評価が可能となるように、具体的に設定を行ってください。

また、地域再生基盤強化交付金による取組を中心とした地域再生計画にあっては、交付金を充てて行う施設の整備による効果、例えば、「汚水処理人口普及率を % から % に向上」などを中心に記述して下さい。

「5 目標を達成するために行う事業」のうち、

「5 - 1 全体の概要」には、取り組みの全容が端的に表現されるように、概要を簡潔に記述して下さい。その際、複数の事業がある場合には、総論として個々の事業の関連についても記述して下さい。

「5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業」には、課税の特例、交付金、補助対象財産の転用等について、個々の事業ごとに、マニュアル（各論）の記載事項を記述して下さい。

なお、該当する事項がない場合には、「該当無し」として下さい。

「5 - 3 その他の事業」には、基本方針に基づく支援措置（基本方針3 - 4）に記載され、マニュアル（各論）でC2001など番号が付されているものについて、マニュアル（各論）を参照し、必要となる記載事項を記述して下さい。

なお、基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組みや、旧プログラムに基づき既に認定されている取り組みについては、例えば5 - 3 - 2と枝番を設けるなどした上で、ここに記述して下さい。

該当する事項がない場合には、「該当無し」として下さい。

「6 計画期間」には、計画に示す目標を達成するために必要な取組に要する期間として、例えば、「認定の日から平成22年3月末まで」など、始期と期間を示して下さい。期間の長短についての特段の定めはありませんが、計画の期間は計画に示される取組を実施するために必要となる合理的な期間とされる必要があります

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」には、計画期間が終了した段階において、取組全体を評価する手法等について記述して下さい。

「8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項」には、5

で記載する地域再生計画の目標を達成するために行う事業以外で必要と認める事項について記載してください。例えば、構造改革特区と連携して取り組む場合は、ここにその関連について記述してください。

なお、該当する事項がない場合には、「該当無し」としてください。

3) 添付書類

添付する書類については、その一覧性を確保する観点から添付資料の一覧(目次)を作成してください。個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

- (1) 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取り図
 - ・申請する地方公共団体の位置及び計画の区域を明らかにするために必要な図面の添付を求めるものです。付録1の例を参考としてください。
- (2) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
 - ・認定基準のうち、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。
 - ・ここには、事業(関連する取組を含む)ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の目標達成との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかになるようにしてください。
 - ・工程表で図示されたものについて、計画の全体像が明らかになるよう留意しつつ、文章での解説も添付してください。付録2の例を参考として下さい。
- (3) 法第5条第3項第1号及び第3号に掲げる事項(課税の特例、財産の処分の制限に係る承認手続きの特例)を記載している場合には、事業主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
 - ・地域再生計画に記載される「事業の実施主体」の内容を補完して、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録3の例を参考としてください。
 - ・ポイントは次の通りです。
 -)既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な

情報を記載してください。

)主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体を特定するまでの手段やスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す実績等を記述してください。

また、個々の支援措置については、支援措置毎に添付資料が必要な場合がありますので、支援措置毎のマニュアル各論を参照して下さい。なお、主な支援措置に必要な添付書類の概要は以下の通りです。

(4) 法第5条第3項第1号の事項(課税の特例)を記載している場合には、特定の事業の実施による雇用機会の創出の程度の根拠となる資料

雇用機会の創出は地域再生の推進の効果として客観的・直接的に顕在するものであり、課税の特例措置を講じる意義として明確であると考えています。よって、課税の特例に関する記載事項として、特定の事業の実施による雇用機会の創出に係る具体的効果を求めており、当該記載の根拠となる資料を徴求するものです。そこで、計画に記載している雇用機会の創出に係る具体的効果の裏付けとなる資料を添付して下さい。

(5) 法第5条第3項第2号の事項(地域再生基盤強化交付金)を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

(6) 法第5条第3項第3号の事項(財産の処分の制限に係る承認手続きの特例)を記載している場合には、補助金等交付財産の所在を表示した図面(対象となる施設により添付書類が異なるため、必ずマニュアル各論を参照して下さい。)

申請された計画が認定された場合に、認定された計画をPRするため、以下の資料を作成して下さい。ホームページやパンフレット等で活用する場合があります。

(7) 地域再生計画の全体像を示すイメージ図

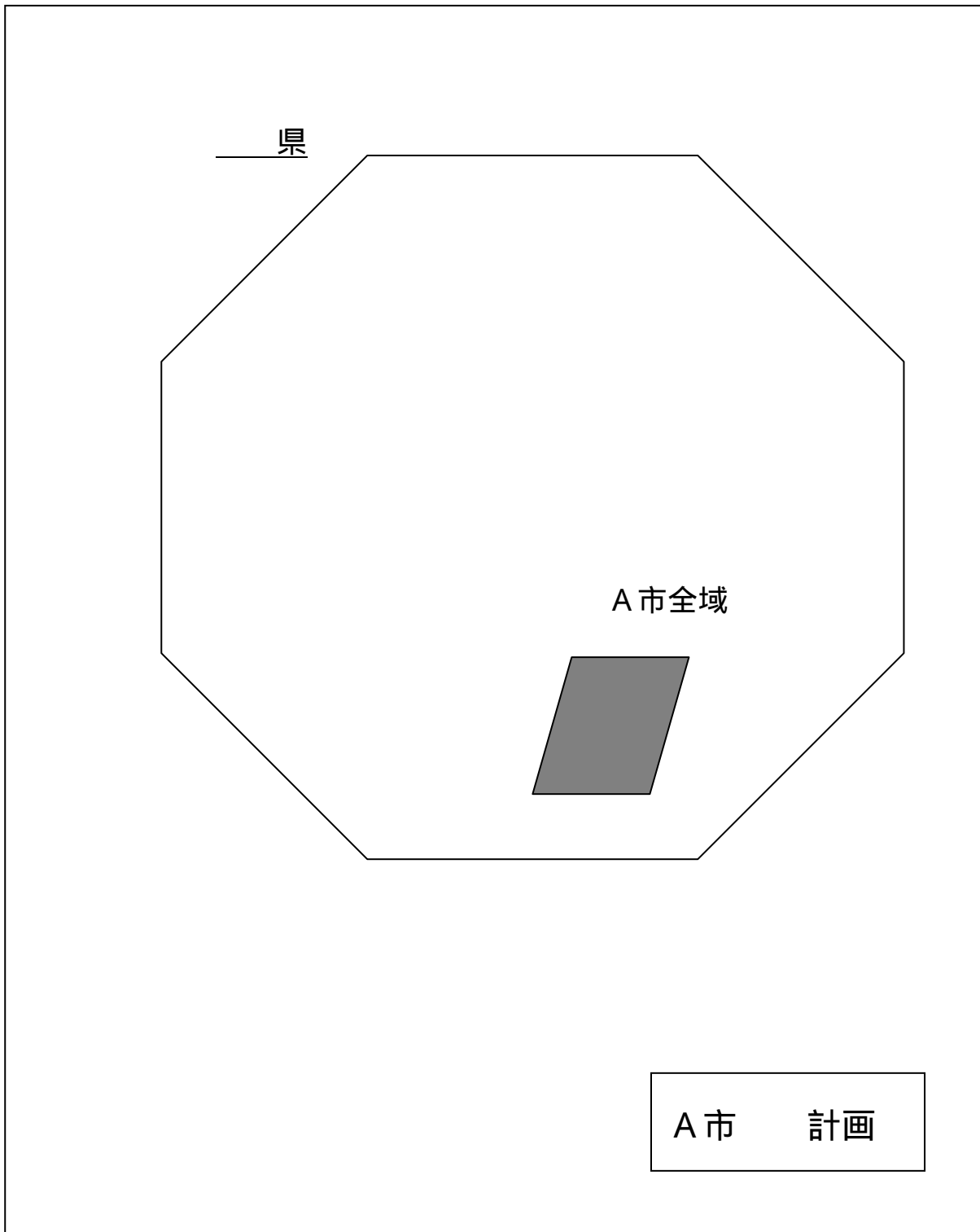
地域の特性や取組の背景、計画の目標や事業の仕組みなど、計画策定のねらいの全体像が分かるように、取組の相互の関係や目標が明示された計画の概念図、具体例の分かるイラスト・写真等、取組の流れが分かるフローなどを組み合わせて作成

してください。

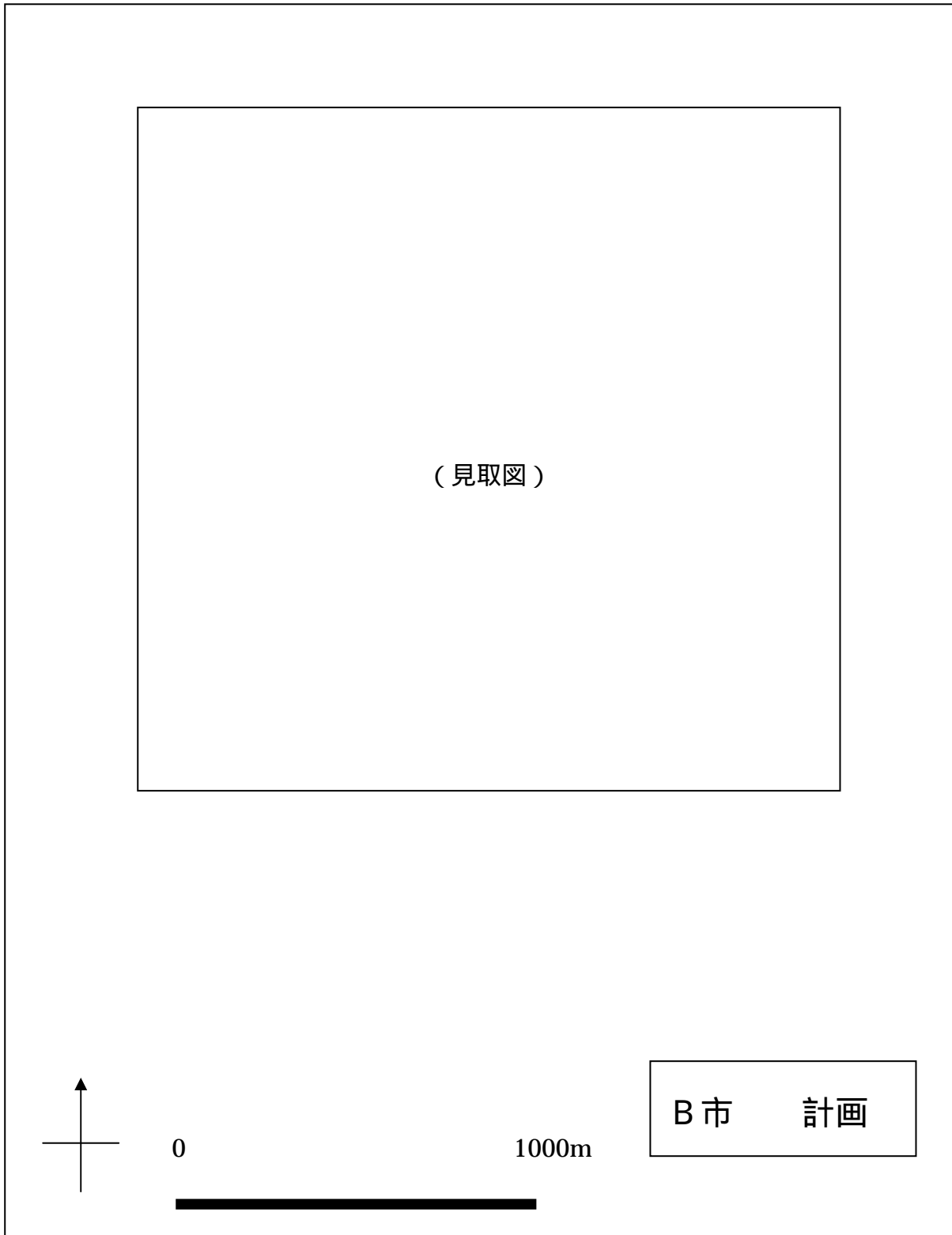
モデル添付書類（例）

付録 1

付 1 - 1 地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面



付 1 - 2 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した
付近見取図



地域再生計画の工程表の例

	H17.6	H17.7	H17.9	H18.4	H18.9	H18.12	H19.4	H20.4	H21～
支援措置	支援措置の名称	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇地区の市道・農道を一体的に整備 市道・・・〇〇地区(高齢化率35%)と市内デイケアセンター、医療機関までの 市道整備 農道・・・〇〇地区(農業地域)と市卸売市場を連結する農道・市道の整備 事業年度 平成17年度～21年度</p> </div>							
支援措置	補助対象施設の目的外使用	〇 着工工事	〇 介護施設運営開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇地区等においてサテライト型居住施設を設置し、地域高齢化に対応</p> </div>					
支援措置	地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	〇 地域の事業会社	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇 施設を介護支援施設として利用</p> </div>						
関連事業	NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両の拡大事業(特区1216)	〇 運営協議会の開催	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇 市内中心部と〇〇地区ほか交通過疎地、医療機関等を結ぶコミュニティバス事業の実施</p> </div>						
関連事業	サテライト型居住施設設置事業(特区928)	〇 建築物着工	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇 〇〇地区等においてサテライト型居住施設</p> </div>						
関連事業			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇 〇〇地区等においてサテライト型居住施設</p> </div>						

付録3

付3 - 1 支援措置を受ける主体の特定の状況

主体が既に特定されている場合

名称	株式会社 (代表者)
住所	市 町 x - x - x
概要	設立： 年 月 日 業種：サービス業 業務概要： x x x x x x x x x x x x x x x x

付 3 - 2 支援措置を受ける主体の特定の状況

主体が特定されていない場合

<p>これまでの調整状況</p>	<p>年 月 市地域再生構想検討委員会設置 年 月 関係事業者（ 社）への意向調査 社が参加意向を示す。 年 月 同検討委員会提言 事業の事業者については、コンペで選定すべきことが提言された。</p>
<p>特定する方法</p>	<p>国内及び国外の 関係事業者を対象に、コンペを実施する。 コンペの選定委員会委員 （ 役職、委員長） （ 役職） × × （ 役職）・・・ 予算： 円</p>
<p>今後の予定</p>	<p>年 ~ 月 コンペ参加募集 年 ~ 月 提案受付 年×月 選定委員会、審査結果の公表 支援措置を受ける主体の特定 年 月~ 事業開始</p>